

平成19年2月27日  
消 防 庁

## 消防法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令案をとりまとめました。  
つきましては、この案について、平成19年2月28日から同年3月29日までの  
間、意見を募集します。

### 1 背景

平成18年1月8日、長崎県の認知症高齢者グループホームにおいて、9名の入所者中7名死亡、2名負傷となる火災が発生したことを踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設について、防火安全対策の強化の観点から、消防用設備等の設置基準等の見直しを行うため、消防法施行令等の改正を行うものです。

(制度改正の概要については、[別添資料](#)を御参照下さい。)

### 2 意見募集対象及び意見公募要領

意見募集対象：[①消防法施行令の一部を改正する政令案要綱及び概要資料](#)  
：[②消防法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び概要資料](#)  
：[③「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について\(案\)」の概要](#)

詳細については、[別紙](#)の意見募集要領をご覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成19年3月29日(木) (必着) (郵便についても、募集期間内の必着とします。)

### 4 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

(事務連絡先) 総務省消防庁予防課  
(担当：長谷川補佐、松本事務官)  
TEL 03-5253-7523 (直通)  
FAX 03-5253-7533